

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和6年6月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
亀田あけぼの会館	新潟市江南区曙町3丁目6番2号	研修室	144.00	令和6年6月3日
新津地区市民会館	新潟市秋葉区程島2009番地	第一会議室 第二会議室	218.00 86.00	令和6年6月3日
新金沢保育園	新潟市秋葉区新金沢町12番11号	遊戯室	131.00	令和6年6月3日